令和2年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年4月10日(水) 午後2時00分
- 2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・第2会議室
- 3. 出席委員(12人)

会 長 1番 小林 功 会長職務代理者 14番 中澤 一博 4番 小川啓介 委員 2番 小宮山 晃 次 5番 葉 狩 健 一 6番 福安 健 7番 國 岡 美保子 9番 植木克茂 10番 藤原康生 11番 寺坂富雄 12番 竹 下 るみ子 13番 山中真守

- 4. 欠席委員 (2人) 3番 春 摘 要 8番 池 本 英 夫
- 5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人) 農地利用最適化推進委員

15番 前 川 義 則 16番 草 刈 章 博 17番 平 尾 晴 次 18番 西 沖 和 己

- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の決定
 - 第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書 について
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

議案第3号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の設定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書 記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時05分)

事務局長

ただ今から、令和2年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し12名の出席ですので、総会は成立しております。

それでは、挨拶および議事進行につきまして、小林会長よろしくお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。4月1日付けをもちまして、役場の人事異動がありました。その中で、山本山村再生課長が農業委員会事務局長を兼務するということでございます。

この件につきましては、3年スポットで新しい方が来られるということになりますと、事務の継続性が欠けてくるのではなかろうかということも踏まえて、総務課長、町長にもその話をしました。結果、課長が事務局長を兼任、専任職員1名を配置して進めていけば、事務がスムースにいくのではないのかと。その中でも、近年では人・農地プランにおいて集落等に出向き、集落ごとの方向性等々を検討するに当たっては、特に組織運営が必要ではと思い、そのような決定をしていただいたということであります。山本局長、井上書記におかれましては、一つよろしくお願いします。

さて、新型コロナウィルスの対策の最中ですが、感染者の数がとどまることが分からないいま、特別措置法により7都府県に緊急事態宣言が発令されました。全国で感染者のない県は島根県、鳥取県、そして岩手県でしたが、昨日、島根県で女子高校生の感染が確認されました。一日も早い終息を図られることを願うものであります。

さて、先月の総会でも申しましたが、2月28日、米子市農業委員会の高西会長が、起訴までは行ったのですが、その後逮捕され、先だって釈放されました。それで、話を聞きに米子の自宅に行きました。やはり、起訴されるということ自体が、非常に遺憾なことでもあると思っております。そういう点におきましても、我々行政委員会である農業委員は、やはり法令遵守による公正、公平な職務遂行と、取り分け、農地制度の適正執行に務めなければなりません。昨年の全国農業委員会代表者集会においても、このことに関する申し合わせ決議をしております。尚且つ、12月13日には農業会議の方からそれぞれの農業委員会に法令遵守の申し合わせ決議の通達がなされております。今年度、第1回目の総会ということですのでコンプライアンス、法令遵守ということを、委員の皆さんにはその対応をしていただきたいと思っております。

また、今年の7月には全国1,703組織内の約1,100の農業委員会が任期を迎えます。県内では昨年の5月に日南町、6月に日野町、北栄と境港は来年ですが、19市町村の内15市町村が新たな農業委員、農地最適化推進委員となります。その点におきましても法令業務の適性執行は無論のことですが、いかに農地利用の最適化を図るかが求められていることは、皆さんご存

じのことであろうと思いますし、やはり、この運動を担う委員をいかに確保するかが重要なところでもあります。更に、担い手や若い農業者、そして女性委員の確保も重要なところです。どうかこの点も考慮していただきまして、農業者、そして住民の皆さんから信頼される農業委員会の組織ができるように、また、町長、議会にも理解いただけるように尽力いただきたいと申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

議長(会長)

それでは、総会に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(会長)

異議なしということですので、それでは、2番 小宮山晃次委員、4番 小川啓介委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。

公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

事務局書記

それでは議案書の1ページをご覧ください。公共事業の施行に伴う一時転 用でございます。

(議案書に基づいて、個別の農地転用報告書の内容を説明)

以上の3件を受理いたしました。

なお、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。

議長(会長)

報告が終わりました。

次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請ついて」 を議題とします。

農地法第3条の規定により、次の農地の申請があったので審議を求めるものであります。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、議案書の4ページで説明させていただきます。

場所が山根字フチ屋 195 番 5、田んぼで 145 ㎡。同じくフチ屋 195 番 12、田んぼ、519 ㎡。合わせて 2 筆、664 ㎡です。権利種別は 3 条の無償移転です。譲渡人が智頭 47 番地の●●●●●さん、譲受人が山根 206 番地の●●

●●さんです。事由としては●●●●さんの経営規模拡大によるものです。

農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。

場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。2ページに公図を付けておりまして、共に黄色く示した部分が申請農地です。3ページには現況 写真を付けております。

以上です。

議長〈会長〉

ただいまの説明に関連して、13番 山中眞守委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

13番

●●●●さんは●●●●さんの長女でして、ちょうど●●さんの家の前が和多瀬範子さん所有の田んぼとなっています。それを買い付けるということですので、別段問題はないようです。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。

非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

事務局書記

議案書の5ページをご覧ください。場所が、埴師字上サギノス765番3、田んぼで、601㎡の内342.91㎡です。所有者は埴師743番地の●●●●さんです。非農地の事由としては「昭和54年10月頃、隣地所有者が申請人の農地と知らずに住居を増築し、現在に至る。」ということです。

図面につきましては、申請位置図の4ページからとなります。5ページに公図、6ページに測量図、7ページに現況の写真を付けております。このような形で昭和54年に増築されて、現在に至るということでございます。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、私、1番 小林功が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をします。

1 番

現地確認の報告をします。4月6日、申請隣地に住む申請人の叔父の●● さんとお会いして話を聞きました。54年頃に離れを建てる時に、母親名義の農地を使用するために公証役場で公正証書を作成されたのですが、母親が亡くなられても相続の手続きをせず放置したため、40年も経ってしまったので証書の効力が失効してしまっていると。当初は農地の部分も含めて一括取得する話だったそうです。今回の申請は、宅地部分を分割して取得するための申請だそうです。現状から見まして、課題問題点はないと確認しました。以上、報告します。

議長(会長)

説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに 替成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」

を議題とします。

地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。

それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

事務局書記

これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。

番号1番です。区域が大字西谷字岡4番6、田、182 ㎡のところで、所有者が中原126番地4の●●●●外2名の連名のものです。こちらが、地籍調査したところ、宅地外であったということで、「農地以外の土地」ということです。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、14番 中澤一博職務代理委員に現地の事前 調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いしま す。

14番

●●さんに会いまして確認いたしました。地籍調査に立ち会って、間違いないと返事をいただきました。 以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号 番号1について、原案のとおり意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり意見を付することに決定しました。

次に、番号2番の説明を求めます。

義務局書記

番号2番です。場所が大字芦津字鳥井ケ平ル2番2外5筆の6筆、合計1,182㎡の農地について認定を求めるものです。

こちらが、地籍調査したところ山林、原野であったということで、「農地 以外の土地」ということです。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、2番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2 番

所有者の方は全て亡くなっておられ、会うことができませんでした。4月 1日に現地を確認してまいりました。6筆とも地籍調査のとおりであると報告します。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号 番号2について、原案のとおり意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号2は原案のとおり意見を付することに決定しました。

次に、番号3番の説明を求めます。

事務局書記

番号3番です。場所が大字西谷字ダン109番外4筆の計5筆、合計940㎡の農地について認定を求めるものです。

こちらが、地籍調査したところ山林、原野であったということで、「農地 以外の土地」ということです。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、14番 中澤一博職務代理委員に現地の事前 調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いしま す。

14番

これもそれぞれ4名の方に連絡をして、電話なりお会いして確認しました。そうしたら、地籍調査のとおりで間違いないとのことでした。 以上、報告します。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。議案第3号 番号3について、原案のとおり意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号 番号3は原案のとおり意見を付することに決定しました。

次に、日程第3 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

議案第4号につきましては、番号3から番号5について席番10番藤原康

生委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(藤原委員退席 午後2時30分)

議長(会長) それでは、事務局に説明を求めます。

事務局書記 議案書の10ページとなります。

4月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、全て田んぼで、合計が 6,868 ㎡です。利用権を設定する者が 3名、受ける者が 3名となっております。期間につきましては、3年未満のものが 2,751 ㎡、5年から 10年未満のものが 4,117 ㎡となっております。

それでは11ページで詳細について説明いたします。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。

議長(会長) 説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長) よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長(会長) 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。

藤原委員の復席を認めます。

(藤原委員復席 午後2時38分)

議長(会長) 次に、日程第3 議案第5号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段 の面積の設定について」を議題とします。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について決議するものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局書記

議案書の12ページをお願いします。

農地取得の別段面積の設定については、農業委員会が定めることになっております。この下限面積は、1年に1回総会で設定の確認をしなければならないこととなっていますが、本年の農家数と経営規模面積が大きく変動していることがありませんので、本年度も前年度と同じ下限面積を設定させていただきたいと思います。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに を記述する とに替成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。

それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業 委員会第1回総会を閉会いたします。

(閉 会 午後2時48分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和2年4月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次

智頭町農業委員会委員 小川 啓介